北海道文化賞及び北海道文化奨励賞候補者推薦に当たっての留意事項

第１　対象分野について

北海道文化賞及び北海道文化奨励賞は、芸術に限らず、幅広い文化を対象としています。

対象となる分野は、概ね次のとおりです。

・芸　術　－　音楽、演劇、美術、文学、舞踊等

・科　学　－　自然科学、社会科学等

・教　育　－　学校教育、社会教育等

・その他　－　文化活動全般、文化財保護、まちづくり、建築等

第２　対象者について

１　対象となるのは、次の功績のある個人または団体です。

（１）北海道文化賞

北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が特に顕著であり、概ね２０年以上の活動歴を有する個人又は団体

（２）北海道文化奨励賞

北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が顕著であって、かつ、今後の活動が特に期待される、概ね１０年以上の活動歴を有する個人又は団体

文化奨励賞は、新進・中堅に対する今後の活動への強い期待を表すものであることから、個人の場合、活動歴が１０年以上であれば、２０歳代、３０歳代の方も対象になります。

２　道内に在住する個人、道内に拠点を置く団体に限定されるものではありません。

３　過去に推薦されて受賞しなかった場合は、再度、推薦することができます。

４　受賞歴のある方を同じ賞に推薦することはできません。ただし、北海道文化奨励賞の受賞者を次年度以降、北海道文化賞に推薦することは可能です。

５　国の表彰を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の功績では、対象となりません。

６　次の事項に一つでも該当した場合は、対象となりませんので、被推薦者（以下、「候補者という」。）が、次の事項に該当しないことを確認の上、推薦してください。

（１）破産者で復権を得ない者

（２）刑事事件に関して、現に起訴されている者

（３）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から１０年を経過しない者

（４）罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から５年を経過しない者

（５）執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

（６）その他表彰することが適当でないと認められるもの

７　上記（６）に規定される事例は次のとおりです。

（１）候補者自身又は候補者の関係する法人等が

ア　警察官若しくは検察官等による取調べを受けてその処分が未定の場合又は刑事訴訟係属中である場合

イ　刑罰又は行政処分を受けて一定期間を経過していない場合

ウ　公正取引委員会による調査を受けてその処分が未定の場合、審理が係属中である場合、審決等を受けて一定期間経過していない場合

エ　公害、人身事故等の問題が存し、補償その他の措置が終了していない場合

オ　所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合

カ　独占禁止法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合

キ　許認可取消し、営業停止等の行政処分を受けた場合

ク　不祥事等について報道があった場合

（２）候補者の親族又は候補者の指揮監督下にある者が、候補者又はその関係する法人等のために行った行為に関し警察官等による取調べを受けている場合、刑事訴訟が係属中である場合又は刑罰を受けて一定期間経過していない場合

（３）候補者自身が破産し、又は候補者の経営する法人等が倒産した場合

第３　表彰推薦書の作成及び提出について

１　推薦は他薦のみで、自薦はできません。

２　推薦書の記載については、別添記載例を参考としてください。

３　推薦書とともに、候補者の功績に関する資料（報道記事、人物評、著書、映像等）（以下、「参考資料」という。）を提出してください。（５点まで（厳守））

＊報道記事はＡ４版５枚で１点と数えます。

＊候補者が団体の場合は、当該団体の規約、役員名簿を添付してください。

（規約及び役員名簿は、参考資料（５点まで）には含まれません。）

４　推薦書等は、令和８年６月３０日（火）までに、北海道環境生活部文化局文化振興課へ持参、郵送、メールまたは電子申請で提出してください。　※当日消印有効

第４　推薦書等の有効期間について

１　提出された推薦書及び参考資料は、候補者又は推薦者から取下げの申し出がない限り、令和10年度までの３年度の間、有効なものとして取り扱うこととしています。

２　有効期間内において、候補者の経歴や功績等に変更があった場合や、参考資料の変更を希望する場合、既に提出済みの推薦書及び参考資料との差し替えが可能です。

３　令和９年度、令和10年度の募集開始時に、推薦者に対して、参考資料の変更の有無について確認させていただきます。